

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第三十二号

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年三月奈良県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。